

存続期間(有効期間)が延長される許認可等一覧

(平成30年8月9日現在)

今後、随時更新

別紙

- ・適用対象は、特に記載のあるものを除き、平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された区域に住所を有する者又は法人等になります。
- ・平成30年8月1日現在における災害救助法適用区域は、11 府県64 市38 町4 村(高知県は4 市2 町1 村、鳥取県は1 市9 町、広島県は11市4 町、岡山県は12 市5 町1 村、京都府は6 市3 町、兵庫県は9 市6 町、愛媛県は5市2 町、岐阜県は13 市6 町2 村、福岡県は1 市、鳥根県は1 市1 町、山口県は1 市)になります。詳しくは下記の内閣府「防災情報のページ」を御参照ください。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujou/kyuujou_tekiyou.html
- ・存続期間(有効期間)の延長後の満了日は、特に記載のあるものを除き、平成30年11月30日になります。

【警察庁】

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
国家公安委員会告示第33号(平成30年7月14日)	講習修了証明書を有効に行使できる期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の2第1項第1号	岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室 086-234-0110 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課許可等事務担当室 082-228-0110 愛媛県警察本部生活安全部生活安全総務課保安係 089-934-0110 岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係 058-271-2424 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲火薬・危険物係 075-451-9111 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課許可センター許可第1係 078-341-7441 鳥取県警察本部生活安全部生活環境課許可指導係 0857-23-0110 鳥根県警察本部生活安全部生活安全企画課営業保安係 0852-26-0110 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等第二係 083-933-0110 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務担当室保安係 088-826-0110 福岡県警察本部生活安全部生活保安課許可等事務担当室 092-641-4141
	技能講習修了証明書を有効に行使できる期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第1号	
	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者に係る許可の基準の特例期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第2号	
	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃刀法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けることができなかった者の救済期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第3号	
	技能検定の合格証明書を有効に行使できる期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第4号	
	射撃教習の教習修了証明書を有効に行使できる期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第5号	
	猟銃又は空気銃の許可の有効期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第7条の2第1項	
	更新された猟銃又は空気銃の許可の有効期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第7条の2第2項	
	銃砲又は刀剣類の所持の許可後に当該許可に係る銃砲又は刀剣類を所持するまでの期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第8条第1項第1号	
	教習資格認定証の有効期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項	
	確認事務の委託に係る都道府県公安委員会の登録の更新期間の延長	法律	道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第6項	岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策室 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 058-271-2424(代表) 京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センター 075-451-9111(代表) 兵庫県警察本部交通部交通指導課放置駐車管理センター 078-341-7441(代表) 鳥取県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 0852-26-0110(代表) 山口県警察本部交通部交通指導課駐車企画・指導係 083-933-0110(代表) 高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 088-826-0110(代表) 福岡県警察本部交通部交通指導課取締企画第2係 092-641-4141(代表)
	仮免許の有効期間の延長	法律	道路交通法第87条第6項	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課学科試験係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許課試験試験係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許課試験場教習所係、学科適性試験係、免許作成係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課教習所係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課試験係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許課試験試験管理係 092-565-9493(代表)
	運転免許試験の合格の効力の延長	法律	道路交通法第90条第1項	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課学科試験係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許課試験試験係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許課試験場学科適性試験係、免許作成係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課試験係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課試験係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許課試験試験管理係 092-565-9493(代表)

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	免許証の有効期間の延長	法律	道路交通法第92条の2第1項から第3項まで	岡山県警察本部交通部運転免許課免許作成係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課免許担当 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課運転免許管理係 058-295-1010(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課免許係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許課 免許管理係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課免許係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課免許係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課免許第一係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	路上練習をした者が運転免許試験を受けることができる期間の延長	法律	道路交通法第96条の2	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課学科試験係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課試験係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課試験係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課試験係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	取消処分講習を受けた者が運転免許試験を受けることができる期間の延長	法律	道路交通法第96条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許講習第一係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課教育係 058-295-1010(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課講習係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課試験係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許講習係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課試験係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	運転免許試験が一部免除される卒業証明書等の有効期間の延長	法律	道路交通法第97条の2第1項第1号から第5号まで	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課学科試験係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課講習係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課試験係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課試験係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	再試験の免除の期間の延長	法律	道路交通法第100条の2第1項第1号及び第2号	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許講習第一係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課講習係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場講習係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許講習係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許講習係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	高齢者講習等を受けてから免許証の更新を受けるまでの期間の延長	法律	道路交通法第101条の4第1項及び第2項	岡山県警察本部交通部運転免許課免許作成係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許講習第一係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課教育係 058-295-1010(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課免許係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許課 免許管理係-講習係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課免許係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許講習係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課免許第一係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	過去の免許期間として評価される期間の延長(二人乗り運転)	政令	道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第26条の3の3第1項第2号及び第3号(同条第3項において準用する場合を含む。) 道路交通法施行令第26条の3の3第2項第1号及び第2号(同条第4項において準用する場合を含む。)	岡山県警察本部交通部運転免許課企画係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課免許担当 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課試験係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係、免許作成係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課行政処分係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課免許第一係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	過去の免許期間として評価される期間の延長(初心運転者標識の表示義務の免除)	政令	道路交通法施行令第26条の4第1項第1号から第3号 道路交通法施行令第26条の4第2項第1号から第3号	岡山県警察本部交通部運転免許課企画係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課免許担当 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課教育係 058-295-1010(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課試験係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係、免許作成係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課行政処分係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課免許第一係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	取得時講習の免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第33条の6第1項第1号、ハ及びホ 道路交通法施行令第33条の6第1項第2号及び同号ハ 道路交通法施行令第33条の6第2項第1号、ハ及びホ 道路交通法施行令第33条の6第2項第2号及び同号ハ 道路交通法施行令第33条の6第3項第2号及び第3号 道路交通法施行令第33条の6第4項第1号及びハ 道路交通法施行令第33条の6第4項第2号	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課学科試験係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課講習係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課試験係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課試験係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	路上練習の免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第34条の2第1号イ、ロ及びホ 道路交通法施行令第34条の2第2号ロ及びヒ	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課学科試験係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課試験係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課試験係 0857-23-0110(代表) 鳥根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課試験係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	運転免許試験の一部免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第34条の5第1号ハ 道路交通法施行令第34条の5第2号ハ 道路交通法施行令第34条の5第3号ロ、ハ及びニ 道路交通法施行令第34条の5第4号 道路交通法施行令第34条の5第5号 道路交通法施行令第34条の5第6号	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課学科試験係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課免許係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課試験係 0857-23-0110(代表) 島根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課試験係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	更新時講習の免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第37条の6第1号、第2号及び第3号 道路交通法施行令第37条の6の第2号及び第2号	岡山県警察本部交通部運転免許課免許作成係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課講習第一係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課免許管理係 058-295-1010(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課免許係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許課免許管理係・講習係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課試験係 0857-23-0110(代表) 島根県警察本部交通部運転免許課講習係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課免許第一係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター講習係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	運転免許の取消しを受けた者が運転経歴証明書の交付を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第39条の2の4	岡山県警察本部交通部運転免許課免許作成係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課免許担当 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課免許管理係 058-295-1010(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課免許係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許課免許管理係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課免許係 0857-23-0110(代表) 島根県警察本部交通部運転免許課免許係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課免許第一係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	過去の免許期間として評価される期間の延長(初心運転者標識の表示義務の免除)	政令	道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第258号)附則第9条第1号及び第2号	岡山県警察本部交通部運転免許課企画係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課免許担当 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課教育係 058-295-1010(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課試験係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課行政処分係 0857-23-0110(代表) 島根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課免許第一係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	免許申請書に添付する取得時講習等の受講証明書の有効期間の延長	省令	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第18条の2第1項	岡山県警察本部交通部運転免許課試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許課学科試験係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課講習係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許課講習所係 0857-23-0110(代表) 島根県警察本部交通部運転免許課講習係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課試験係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター試験係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	運転免許試験が一部免除される高齢者講習等の受講期間の延長	省令	道路交通法施行規則第26条の2	岡山県警察本部交通部運転免許試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許講習第一係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許課教育係 058-295-1010(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課免許係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許講習所係 0857-23-0110(代表) 島根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課免許第一係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター講習係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	過去の技能検定員審査又は教習指導員審査における成績等の効力の延長	規則	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第17条第1項第1号及び第2号	岡山県警察本部交通部運転免許講習所係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許講習学科試験係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許講習所係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験講習所係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験講習所係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許講習所係 0857-23-0110(代表) 島根県警察本部交通部運転免許講習所係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許講習指定講習所係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター講習所係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	免許取得時に一般運転者講習を受けることが可能となる特定失効者の該当事由に係る期間の延長	規則	運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第5条第1項	岡山県警察本部交通部運転免許試験係 086-234-0110(代表) 広島県警察本部交通部運転免許講習第一係 082-228-0110(代表) 愛媛県警察本部交通部運転免許課企画係 089-934-0110(代表) 岐阜県警察本部交通部運転免許試験場総務係 058-237-3331(代表) 京都府警察本部交通部運転免許試験課免許係 075-631-5181(代表) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場学科適性試験係 078-912-1628(代表) 鳥取県警察本部交通部運転免許講習所係 0857-23-0110(代表) 島根県警察本部交通部運転免許課試験係 0852-36-7400(代表) 山口県警察本部交通部運転免許課免許第一係 083-973-2900(代表) 高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 (088-893-1221代表) 福岡県警察本部交通部運転免許試験課試験管理係 092-565-9493(代表)
	警備業者に係る認定証の有効期間の延長	法律	警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第4項	岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室 086-234-0110 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課許可等事務担当室 082-228-0110 愛媛県警察本部生活安全部生活環境課営業係 089-934-0110 岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係 058-271-2424 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課防犯営業係 075-451-9111 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター許可第三係 078-341-7441 鳥取県警察本部生活安全部生活環境課許可指導係 0857-23-0110 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課営業保安係 0852-26-0110 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等第一係 083-933-0110 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務担当室 088-826-0110 福岡県警察本部生活安全部生活保安課許可等事務担当室 092-641-4141 岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係 058-271-2424 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課防犯営業係 075-451-9111 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター許可第三係 078-341-7441 鳥取県警察本部生活安全部生活環境課許可指導係 0857-23-0110 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課営業保安係 0852-26-0110 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等第一係 083-933-0110 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務担当室 088-826-0110 福岡県警察本部生活安全部生活保安課許可等事務担当室 092-641-4141

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る申請期間の延長	法律	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第10条第2項及び第3項	岡山県警察本部県民応援課犯罪被害者支援室 086-234-0110 広島県警察本部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110 愛媛県警察本部警務課犯罪被害者支援室 089-934-0110 岐阜県警察本部広報課県民課 058-271-2424 京都府警察本部警務課犯罪被害者支援室 075-451-9111 兵庫県警察本部警務課被害者支援室 078-341-7441 鳥取県警察本部広報課県民課被害者支援室 0587-23-0110 鳥根県警察本部広報課県民課犯罪被害者支援室 0852-26-0110 山口県警察本部警察県民課犯罪被害者支援室 083-933-0110 高知県警察本部県民支援相談課被害者支援室 088-826-0110 福岡県警察本部被害者支援・相談課 092-641-4141
	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給裁定に係る申請期間の延長	法律	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第6条第3項	
	国外犯罪被害者慰金等の支給裁定に係る申請期間の延長	法律	国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第9条第3項	

【総務省】

総務省告示第275号 (平成30年8月1日)	郵便等投票証明書の有効期間の延長	法律	公職選挙法施行令第59条の3第1項、公職選挙法施行規則第10条の3第4項	自治行政局選挙部選挙課 03-5253-5568
	船員の選挙人名簿登録証明書の有効期限の延長	法律	公職選挙法施行令第18条、公職選挙法施行規則第3条第1項	
	無線局の免許の有効期間の延長	法律	電波法第4条	中国総合通信局総合通信相談所 082-222-3314 四国総合通信局総合通信相談所 089-936-5020 岐阜県・東海総合通信局総合通信相談所 052-971-9104 京都府・兵庫県：近畿総合通信局総合通信相談所 06-6942-8502 鳥取県・鳥根県・山口県：中国総合通信局総合通信相談所 082-222-3314 愛媛県・高知県：四国総合通信局総合通信相談所 089-936-5020 福岡県・九州総合通信局総合通信相談所 096-326-7819
	無線局の登録の有効期間の延長	法律	電波法第27条の18	
	無線局の再免許の申請期間の延長	規則	無線局免許手続規則第17条	
	無線局の再登録の申請期間の延長	規則	無線局免許手続規則第25条の14	
	電気通信主任技術者資格者証の交付の申請を行える期間の延長	省令	電気通信主任技術者規則第39条第2項	中国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 082-222-3414 四国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 089-936-5042
	工事担任者資格者証の交付の申請を行える期間の延長	省令	工事担任者規則第37条第2項	管轄の総合通信局の電気通信事業課

【法務省】

法務省告示第216号 (平成30年7月18日)	外国法事務弁護士となる資格の承認の有効期間の延長	法律	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第12条	法務省大臣官房司法法制部審査監督課外国法事務弁護士第一係 03-3580-4111(内2373)
	外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者に対する特定外国法の指定の有効期間の延長	法律	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第18条	法務省大臣官房司法法制部審査監督課外国法事務弁護士第一係 03-3580-4111(内2373)
	工場財団等が消滅しない期間の延長	法律	工場抵当法(明治38年法律第54号)第8条第3項	法務省民事局民事第二課 03-3580-4111(内6795)
	工場財団等の所有権保存の登記の有効期間の延長	法律	工場抵当法(明治38年法律第54号)第10条	法務省民事局民事第二課 03-3580-4111(内6795)
	被害回復給付金の支給の申請をすることができること	法律	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第9条第1項	法務省刑事局総務課 03-3580-4111(内2482)
	対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること	法律	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第9条第2項	法務省刑事局総務課 03-3580-4111(内2482)
	被害回復給付金の支給を受けることができること	法律	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第1項、第15条第2項、第16条第1項	法務省刑事局総務課 03-3580-4111(内2482)
	資格認定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	法律	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第17条第1項	法務省刑事局総務課 03-3580-4111(内2482)
	特別支給手続において、対象被害者及びその一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること、被害回復給付金の支給を受けることができること、資格認定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	法律	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条	法務省刑事局総務課 03-3580-4111(内2482)
外国譲与財産による被害回復給付金について、対象被害者及びその一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること、被害回復給付金の支給を受けることができること、資格認定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	法律	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第35条第1項	法務省刑事局総務課 03-3580-4111(内2482)	

【厚生労働省】

厚生労働省告示第276号(平成30年7月19日)	障害者雇用調整金の支給に係る申請期間の延長	政令	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第14条	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課 03-3502-6775
	在宅就業障害者特例調整金の支給に係る申請期間の延長	政令	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第35条第1項	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課 03-3502-6775
	報奨金の支給に係る申請期間の延長	政令	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則附則第2条第1項	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課 03-3502-6775

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	在宅就業障害者特報奨金の支給に係る申請期間の延長	政令	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則附則第3条の2第1項において準用する附則第2条第1項	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課 03-3502-6775
	有料職業紹介事業の許可の有効期間の延長	法律	職業安定法第30条第1項	職業安定局需給調整事業課 03-3502-5227
	無料職業紹介事業の許可の有効期間の延長	法律	職業安定法第33条第1項	職業安定局需給調整事業課 03-3502-5227
	労働者派遣事業の許可の有効期間の延長	法律	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条第1項	職業安定局需給調整事業課 03-3502-5227
	(旧)特定労働者派遣事業を行う者が労働者派遣事業の許可の申請を行うことができる経過措置期間の延長	法律	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第6条第1項	職業安定局需給調整事業課 03-3502-5227
	薬局開設許可の期間延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業の許可の有効期間の延長	法律 政令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条、第23条の2及び第23条の20 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条、第36条及び第43条の2	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	医薬品、医薬部外品、化粧品の製造業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	医薬品、医薬部外品、化粧品の外国製造業者の認定の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の3第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	医療機器又は体外診断用医薬品の外国製造業者の登録の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の4第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	指定する高度管理医療機器、管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の6第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	再生医療等製品の製造業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の22第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	再生医療等製品の外国製造業者の認定の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の24第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	医薬品の販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	医療機器の修理業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	再生医療等製品の販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	向精神薬輸入業者、向精神薬卸売業者等の免許の有効期間の延長	法律	麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 03-3595-2436
	毒劇物の製造業、輸入業、販売業の登録の有効期間の延長	法律	毒物及び劇物取締法第4条第1項、第4項	医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 03-3595-2436
	自立支度金の申請期間の延長	法律 省令	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第7条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則第13条第1項	社会・援護局中国残留法人等支援室 03-3595-2456
	難病の患者に係る特定医療費の支給認定の有効期間の延長	法律 省令	難病の患者に対する医療等に関する法律第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第31条	健康局難病対策課 03-3595-2249
	小児慢性特定疾病児童等に係る小児慢性特定疾病医療費の支給認定の有効期間の延長	法律 省令	児童福祉法第19条の3第6項 児童福祉法施行規則第7条の21	健康局難病対策課 03-3595-2249
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく給付金等の支給の請求期限の延長	法律	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第8条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項	健康局がん・疾病対策課 03-3595-2192
	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく追加給付金の支給の請求期限の延長	法律	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第7条第1項	医薬・生活衛生局総務課 03-3595-2377
	B類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費、医療手当、遺族年金遺族一時金の請求期間の延長	政令	予防接種法施行令第19条第2項、第20条第2項、第24条第9項、第26条第4項・第5項	健康局健康課 03-3595-2245
	新型インフルエンザ予防接種による健康被害に係る医療費、医療手当、遺族年金、遺族一時金の請求期間の延長	政令	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令第2条第4項、第3条第3項、第8条第10項、第10条第5項	健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室 03-3595-3426
	母子保健法第20条の規定に基づく養育医療の給付	法律	母子保健法第20条第1項	子ども家庭局母子保健課 03-3595-2544
	養育里親名簿及び養子縁組里親名簿への登録	法律	児童福祉法第6条の4第1号及び第2号	子ども家庭局家庭福祉課 03-3595-2504
	児童福祉法第20条の規定に基づく療養の給付	法律	児童福祉法第20条第1項	子ども家庭局母子保健課 03-3595-2544

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	指定障害児通所支援事業者の指定	法律	児童福祉法第21条の5の3第1項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	障害児の保護者に対する障害児通所給付決定の有効期間の延長	法律	児童福祉法第21条の5の5第1項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	指定障害児入所施設の指定	法律	児童福祉法第24条の2第1項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	障害児の保護者に対する障害児入所給付決定の有効期間の延長	法律	児童福祉法第24条の3第4項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	指定障害児相談支援事業者の指定	法律	児童福祉法第24条の26第1項第1号	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	精神障害者保健福祉手帳の有効期間の延長	法律	精神保健及び精神障害者に関する法律第45条第2項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	障害者及び障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定の有効期間の延長	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	障害者に対する介護給付費等の地域相談支援給付決定の有効期間の延長	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の5第1項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	指定一般相談支援事業者の指定	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	指定特定相談支援事業者の指定	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528
	自立支援医療費の支給認定の有効期間の延長	法律 省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第55条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第43条	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 03-3595-2307
	指定自立支援医療機関の指定の更新	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条及び第60条	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 03-3595-2307
	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	法律	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項	医業・生活衛生局生活衛生課 03-3595-2301
	旅館業の許可を受けた地位の承継の申請	法律	旅館業法第3条の3第1項	医業・生活衛生局生活衛生課 03-3595-2301
	総合衛生管理製造過程の承認の有効期間の延長	法律	食品衛生法第13条第1項	医業・生活衛生局食品監視安全課 03-3595-2337
	飲食店営業等の許可の有効期間の延長	法律	食品衛生法第52条第1項	医業・生活衛生局食品監視安全課 03-3595-2337
	保険医療機関又は保険薬局の指定	法律	健康保険法第63条第3項第1号、第68条第1項	保険局医療課 03-3595-2577
	介護保険法に基づく要介護認定	法律	介護保険法第19条第1項	老健局老人保健課 03-3595-2490
	介護保険法に基づく要支援認定	法律	介護保険法第19条第2項	老健局老人保健課 03-3595-2490
	介護保険法に基づく要介護更新認定	法律	介護保険法第28条第2項	老健局老人保健課 03-3595-2490
	介護保険法に基づく要支援更新認定	法律	介護保険法第33条第2項	老健局老人保健課 03-3595-2490
	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等の有効期間の延長	法律	介護保険法第41条第1項本文 介護保険法第42条の2第1項本文 介護保険法第46条第1項 介護保険法第48条第1項第1号 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第48条第1項第3号 介護保険法第53条第1項本文 介護保険法第54条の2第1項本文 介護保険法第58条第1項 介護保険法第94条第1項 介護保険法第107条第1項	老健局振興課 03-3595-2889 老健局高齢者支援課 03-3595-2888
	介護保険法に基づく介護支援専門員の登録等の有効期間等の延長	法律 省令	介護保険法第69条の72第1項 介護保険法施行規則第140条の66第1号イ	老健局振興課 03-3595-2889
	介護保険法に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定	法律 省令	介護保険法第115条の45の3第1項 介護保険法施行規則第140条の63の7	老健局振興課 03-3595-2889

【農林水産省】

農林水産省告示第1738号(平成30年7月27日)				
	普通肥料の登録の有効期間の延長	法律	肥料取締法第4条第1項から第3項まで	岡山県農林水産部 農産課 安全農業推進班 086-224-2111(内線3171) 広島県農林水産局農業技術課農業生産管理グループ 082-513-3585(直通) 愛媛県農林水産部 農業振興局 農産園芸課 環境農業係 089-912-2555(直通) 中国四国農政局消費・安全部安全管理課 086-224-4511
	品種登録(種苗法に基づくもの)の未譲渡性の期間の延長	法律	種苗法(平成10年法律第83号)第3条	農林水産省食料産業局知的財産課 03-6738-6471
	品種登録(種苗法に基づくもの)の登録料の納付期間の延長	法律	種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項	農林水産省食料産業局知的財産課 03-6738-6471
	ふ化業者の登録の有効期間の延長	法律	養鶏振興法第7条第1項	中国四国農政局生産部畜産課 086-224-9412(直通)
	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令(平成14年政令第45号)第25条の2第2項に定める一時金の支給の請求期間の延長	政令	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令(平成14年政令第45号)第25条の2第2項	農林漁業団体職員共済組合 03-3219-3102

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	農業経営改善計画の認定の有効期間の延長	法律 省令	農業経営基盤強化促進法 第12条第1項 農業経営基盤強化促進法施行規則 第15条	中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 086-224-9414(直通)
	青年等就農計画の認定の有効期間の延長	法律 省令	農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項 農業経営基盤強化促進法施行規則 第15条の5	中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 086-224-8842
	農産物検査の登録検査機関の有効期間の延長	法律 政令	農産物検査法第18条第1項 農産物検査法施行令第3条	岡山県農林水産部農産課 086-226-7424 広島県農林水産局農業技術課 082-513-3586 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課 089-912-2588
	森林経営計画の認定期間の延長	法律	森林法(昭和26年法律第249号)第11条第5項	林野庁計画課 03-6744-2300
	動物用の医薬品又は医薬部外品の製造業の許可の有効期間の延長	法律 政令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項において読み替えて適用される同法第13条第1項及び第3項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 03-6744-2103
	動物用の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の有効期間の延長	法律 政令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項において読み替えて適用される同法第23条の2第1項及び第2項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 03-6744-2103
	動物用の医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の有効期間の延長	法律 政令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項において読み替えて適用される同法第23条の2の3第1項及び第3項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 03-6744-2103
	動物用医薬品の販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項において読み替えて適用される同法第24条第1項及び第2項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 03-6744-2103
	動物用の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項において読み替えて適用される同法第39条第1項及び第4項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 03-6744-2103
	動物用の医療機器の修理業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項において読み替えて適用される同法第40条の2第1項及び第3項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 03-6744-2103

【経済産業省】

経済産業省告示第145号(平成30年7月18日)	登録試験事業者の有効期間の延長	法律	工業標準化法第57条第1項、第59条第1項及び第2項	経済産業省産業技術環境局認証企画室 03-3501-9473
	保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長	法律	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項、第32条第1項及び第2項	経済産業省産業保安グループガス安全室 03-3501-1672
	登録電気工事業者の登録の有効期間延長	法律	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項及び第3項	経済産業省産業保安グループ電力安全課 03-3501-1742
	ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に係る必要な講習の修了又は認定の有効期間の延長	法律	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第1項第1号及び第3号	経済産業省産業保安グループガス安全室 03-3501-4032
	指定定期検査機関(計量法に基づくもの)の指定の有効期間の延長	法律	計量法第20条第1項	経済産業省産業技術環境局計量行政室 03-3501-1688
	認定特定計量証明事業者(計量法に基づくもの)の認定の有効期間の延長	法律	計量法第121条の2	経済産業省産業技術環境局計量行政室 03-3501-1688
	登録事業者(計量法に基づくもの)の登録の有効期間の延長	法律	計量法第143条第1項本文	経済産業省産業技術環境局計量行政室 03-3501-1688
	検定証印(計量法に基づくもの)の有効期間の延長	法律	計量法第72条第2項	経済産業省産業技術環境局計量行政室 03-3501-1688
	装置検査証印(計量法に基づくもの)の有効期間の延長	法律	計量法第75条第2項	経済産業省産業技術環境局計量行政室 03-3501-1688
	基準器検査証印(計量法に基づくもの)の有効期間の延長	法律	計量法第104条第1項	経済産業省産業技術環境局計量行政室 03-3501-1688
経済産業省告示第146号(平成30年7月18日)	電気主任技術者試験の1次筆記試験の合格により付与された権利の有効期間の延長	省令	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第6条第3項	経済産業省産業保安グループ電力安全課 03-3501-1742

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
【国土交通省】				
国土交通省告示第947号(平成30年7月19日)				
	建設業許可の有効期間の延長	法律	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項	中国地方整備局建設部計画・建設産業課 082-221-9231 岡山県土木部監理課建設業班 086-226-7463 広島県土木建築局建設産業課建設業グループ 082-228-2111 四国地方整備局建設部計画・建設産業課 087-851-8061 愛媛県土木部土木管理課土木管理課 089-941-2111 九州地方整備局建設部建設産業課 092-471-6331 福岡県建築都市部建築指導課 092-651-1111 高知県土木部土木政策課 088-823-1111 鳥取県土木整備部県土総務課 0857-26-7347 鳥取県土木部土木総務課建設産業対策室 0852-22-5185 山口県土木建築部監理課建設業班 083-933-3629 近畿地方整備局建設部建設産業第一課 06-6942-1141 京都府建設交通部指導検査課 075-451-8111 兵庫県土木整備部県土企画局総務課建設業室 078-341-7711 中部地方整備局建設部建設産業課 052-953-8572 岐阜県土木整備部技術検査課 058-272-1111
	監理技術者資格者証の有効期間の延長	法律	建設業法第27条の18第1項	土地・建設産業局建設業課 (直通03-5253-8277)
	経営事項審査の有効期間の延長	法律	建設業法第27条の23第1項	土地・建設産業局建設業課 (直通03-5253-8277)
	測量業の登録の有効期限の延長	法律	測量法第55条第1項	土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室 (直通03-5253-8282)
	宅地建物取引業の免許の有効期間の延長	法律	宅地建物取引業法第3条第1項	【大臣免許業者】 中国地方整備局 建設部計画・建設産業課 082-221-9231 四国地方整備局 建設部計画・建設産業課 087-851-8061 中部地方整備局 建設部建設産業課 052-953-8119 近畿地方整備局 建設部建設産業第二課 06-6942-1141 【都道府県知事免許業者】 岡山県土木部都市局建築指導課 086-226-7504 広島県土木建築局建築課 082-513-4185 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 089-912-2758 岐阜県都市建築部建築指導課 058-272-8680 京都府建設交通部建築指導課 075-414-5343 兵庫県土木整備部まちづくり局都市政策課土地対策室 078-362-3612 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 0857-26-7411 高知県土木部住宅課 088-823-9861
	宅地建物取引士証の有効期間の延長	法律	宅地建物取引業法第22条の2第1項	岡山県土木部都市局建築指導課 086-226-7504 広島県土木建築局建築課 082-513-4185 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 089-912-2758 岐阜県都市建築部建築指導課 058-272-8680 京都府建設交通部建築指導課 075-414-5343 兵庫県土木整備部まちづくり局都市政策課土地対策室 078-362-3612 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 0857-26-7411 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 089-912-2758 高知県土木部住宅課 088-823-9861
	不動産鑑定業者の登録の有効期間の延長	法律	不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項	土地・建設産業局地価調査課 (直通03-5253-8377)
	浄化槽工事業の登録の有効期間の延長	法律	浄化槽法第21条第1項	土地・建設産業局建設業課 (直通03-5253-8277)
	解体工事業の登録の有効期間の延長	法律	建設リサイクル法第21条第1項	土地・建設産業局建設業課 (直通03-5253-8277)
	マンション管理業者の登録の有効期間の延長	法律	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条第1項	中国地方整備局 建設部計画・建設産業課 082-221-9231 四国地方整備局 建設部計画・建設産業課 087-851-8061 中部地方整備局 建設部建設産業課 052-953-8119 近畿地方整備局 建設部建設産業第二課 06-6942-1141
	管理業務主任者証の有効期間の延長	法律	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第1項	土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室 (直通03-5253-8282)
	建設コンサルタントの登録の有効期間の延長	規程	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項	土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室 (直通03-5253-8282)
	地質調査業者の登録の有効期間の延長	規程	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項	土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室 (直通03-5253-8282)
	補償コンサルタントの登録の有効期間の延長	規程	補償コンサルタント登録規程第2条第1項	土地・建設産業局総務課 (直通03-5253-8270)

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	不動産投資顧問業の登録の有効期間の延長	規程	不動産投資顧問業登録規程第3条第1項	土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室 (直通03-5253-8289)
	賃貸住宅管理業者の登録の有効期間の延長	規程	賃貸住宅管理業者登録規程第3条第1項	中国地方整備局 建設部計画・建設産業課 082-221-9231 四国地方整備局 建設部計画・建設産業課 087-851-8061 中部地方整備局 建設部建設産業課 052-953-8119 近畿地方整備局 建設部建設産業第二課 06-6942-1141
	下水道処理施設維持管理業者の登録の有効期間の延長	規程	下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項	水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 (直通03-5253-8427)
	建築士事務所の登録の有効期間の延長	法律	建築士法第23条第1項	国土交通省住宅局建築指導課 (直通)03-5253-8513
	一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新	法律	道路運送法(昭和26年法律第185号)第4条第1項	国土交通省自動車局旅客課 03-5253-8568
	自家用有償旅客運送の登録の有効期間の延長	法律	道路運送法(昭和26年法律第185号)第79条	国土交通省自動車局旅客課 03-5253-8568
	登録実施機関の登録の更新	法律	タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第19条第1項	国土交通省自動車局旅客課 03-5253-8568
	自動車の登録事項等証明書の交付請求の本人確認時に提示する住民票の写しの有効期間の延長	法律 省令	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第22条第1項 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第25条第2項第2号	中国運輸局岡山運輸支局 050-5540-2072 中国運輸局広島運輸支局 050-5540-2068 四国運輸局愛媛運輸支局 050-5540-2076 岐阜運輸支局 050-5540-2053 飛騨自動車検査登録事務所 050-5540-2054 近畿運輸局京都運輸支局 050-5540-2061 近畿運輸局神戸運輸管理部兵庫陸運局 050-5540-2066 近畿運輸局姫路自動車検査登録事務所 050-5540-2067 中国運輸局島根運輸支局 050-5540-2071 中国運輸局山口運輸支局 050-5540-2073 九州運輸局 092-472-2312 九州運輸局筑豊自動車検査登録事務所 050-5540-2080

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	臨時運行許可の有効期間の延長	法律	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第1項 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第73条第2項	中国運輸局岡山運輸支局 050-5540-2072 中国運輸局広島運輸支局 050-5540-2088 四国運輸局愛媛運輸支局 050-5540-2076 岐阜運輸支局 050-5540-2053 飛騨自動車検査登録事務所 050-5540-2054 近畿運輸局京都運輸支局 050-5540-2061 近畿運輸局神戸運輸管理部兵庫陸運局 050-5540-2066 近畿運輸局姫路自動車検査登録事務所 050-5540-2067 中国運輸局島根運輸支局 050-5540-2071 中国運輸局山口運輸支局 050-5540-2073 九州運輸局 092-472-2312 九州運輸局筑豊自動車検査登録事務所 050-5540-2080
	回送運行許可の有効期間の延長	法律	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第36条の2第1項 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第73条第2項	中国運輸局岡山運輸支局 050-5540-2072 中国運輸局広島運輸支局 050-5540-2088 四国運輸局愛媛運輸支局 050-5540-2076 岐阜運輸支局 050-5540-2053 飛騨自動車検査登録事務所 050-5540-2054 近畿運輸局京都運輸支局 050-5540-2061 近畿運輸局神戸運輸管理部兵庫陸運局 050-5540-2066 近畿運輸局姫路自動車検査登録事務所 050-5540-2067 中国運輸局島根運輸支局 050-5540-2071 中国運輸局山口運輸支局 050-5540-2073 九州運輸局 092-472-2312 九州運輸局筑豊自動車検査登録事務所 050-5540-2080
	自動車登録申請時に添付する印鑑証明書の有効期間の延長	政令	自動車登録令(昭和26年政令256号)第14条第1項 自動車登録令(昭和26年政令256号)第16条第1項	中国運輸局岡山運輸支局 050-5540-2072 中国運輸局広島運輸支局 050-5540-2088 四国運輸局愛媛運輸支局 050-5540-2076 岐阜運輸支局 050-5540-2053 飛騨自動車検査登録事務所 050-5540-2054 近畿運輸局京都運輸支局 050-5540-2061 近畿運輸局神戸運輸管理部兵庫陸運局 050-5540-2066 近畿運輸局姫路自動車検査登録事務所 050-5540-2067 中国運輸局島根運輸支局 050-5540-2071 中国運輸局山口運輸支局 050-5540-2073 九州運輸局 092-472-2312 九州運輸局筑豊自動車検査登録事務所 050-5540-2080
	限定自動車検査証の有効期間の延長	法律	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第71条の2第1項	国土交通省自動車局整備課 03-5253-8589
	保安基準適合証及び適合標章の有効期間の延長	法律	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第94条の5第1項	中国運輸局岡山運輸支局検査・整備部門 086-286-8153 中国運輸局広島運輸支局検査・整備部門 082-233-9169 四国運輸局愛媛運輸支局検査・整備・保安部門 089-959-1561 国土交通省自動車局整備課 03-5253-8600
法務省・国土交通省告示第1号(平成30年7月20日)	建設機械の登記の登記用紙が閉鎖されない期間の延長	法律	建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)第8条	国土交通省土地・建設産業局建設業課(直通)03-5253-8277 法務省民事局民事第二課 03-3580-4111(内6795)

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
【観光庁】				
観光庁告示第19号 (平成30年7月19日)	旅行業の登録の有効期限の延長	法律	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条	<p>【第1種旅行者】 観光庁観光産業課 03-5253-8329</p> <p>【第2種旅行者、第3種旅行者、地域限定旅行者】 岡山県産業労働部観光課 086-226-7384</p> <p>【第2種旅行者、第3種旅行者、地域限定旅行者】 広島県商工労働局観光課 082-513-3388</p> <p>【第2種旅行者、第3種旅行者、地域限定旅行者】 愛媛県経済労働部観光物産課 089-912-2491</p> <p>【第2種旅行者、第3種旅行者、地域限定旅行者】 高知県観光振興部観光政策課 088-823-9606</p> <p>鳥取県観光交流局観光戦略課 0857-26-7421</p> <p>京都府商工労働観光部観光課 075-414-4637</p> <p>兵庫県産業労働部観光振興課 078-362-9159</p> <p>岐阜県商工労働部岐阜地域産業労働室 058-272-1925</p> <p>福岡県商工労働部観光振興課 092-643-3457</p> <p>高知県商工労働部観光振興課 0852-22-5292</p> <p>山口県観光スポーツ文化観光政策課 083-933-3175</p>
【環境省】				
環境省告示第57号 (平成30年7月25日)	温泉の掘削の許可の有効期間の延長	法律	温泉法第3条第1項	環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室 03-5521-8280
	温泉の増掘又は動力装置の許可の有効期間の延長	法律	温泉法第11条第1項、第2項及び第3項	
	国立・国定公園特別地域及び特別保護地区における工作物の新築等の許可の有効期間の延長(許可時の条件により有効期間が設定されたものに限る。)	法律	自然公園法第20条第3項、第21条第3項、第32条	<p>【国立公園関係】 環境省中部地方環境事務所国立公園課 052-955-2135 環境省近畿地方環境事務所国立公園課 06-4792-0705 環境省中国四国地方環境事務所国立公園課 086-223-1586 環境省信越自然環境事務所国立公園課 026-231-6572</p> <p>【国定公園関係】 岡山県環境文化部自然環境課 086-226-7312 広島県環境県民局自然環境課 082-513-2932 愛媛県県民環境部環境局自然保護課 089-912-2366 岐阜県環境生活部自然環境保全課 058-272-8231 京都府環境部自然環境保全課 075-414-4706 兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課 078-362-3318 鳥取県生活環境部緑豊かな自然課 0857-26-7199 島根県環境生活部自然環境課 0852-22-6172 山口県環境生活部自然保護課 083-933-3060 高知県林業振興・環境部環境共生課 088-821-4842 福岡県環境部自然環境課 092-643-3369</p>
	鳥獣の飼養登録の有効期間の延長	法律	鳥獣の保護管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十九条第一項、第四項	環境省野生生物課鳥獣保護管理室 03-5521-8285
	第一種動物取扱業者の登録の有効期間の延長	法律	動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 03-3581-3351(内線6656)
	産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の有効期間の延長	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第6項	<p>岡山県環境文化部循環型社会推進課 086-226-7308 岡山市環境局環境部産業廃棄物対策課 086-803-1303 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課 086-426-3385 広島県環境県民局産業廃棄物対策課 082-513-2963 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課 082-504-2226 呉市環境部環境政策課廃棄物グループ 0823-25-3303 福山市経済環境局環境部廃棄物対策課 084-928-1168 愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係 089-912-2358 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 058-272-8217 京都府環境部循環型社会推進課 075-414-4717 兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 078-362-3281 鳥取県生活環境部循環型社会推進課 0857-26-7684 島根県環境生活部廃棄物対策課指導グループ 0852-22-6302</p>
	廃棄物熱回収施設設置者の認定(産業廃棄物)	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項	

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可の有効期間の延長	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項、第6項	山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課産業廃棄物指導班 083-933-2988 高知県林業振興・環境部環境対策課 088-821-4523 福岡県環境部廃棄物対策課 092-643-3364 岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課 058-214-2169 姫路市環境局美化部産業廃棄物対策課 079-221-2405 鳥取市環境下水道部環境局環境・循環推進課産業廃棄物係 0857-20-3669
	廃棄物熱回収施設設置者の認定(一般廃棄物)	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項	岡山県 環境文化部 循環型社会推進課 086-226-7307 広島県 環境県民局 循環型社会推進課 082-513-2958 愛媛県 県民環境部環境局 循環型社会推進課 089-912-2357 岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課 一般廃棄物担当 058-272-8219 京都府 環境部循環型社会推進課 075-414-4718 兵庫県 農政環境部環境管理局環境整備課循環型社会推進班 078-341-7711(内線3349) 鳥取県 鳥取県生活環境部循環型社会推進課 廃棄物指導担当 0857-26-7684 島根県 環境生活部 廃棄物対策課 0852-22-6151 山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 083-933-2992 高知県 林業振興・環境部 環境対策課 088-821-4524 福岡県 環境部廃棄物対策課 092-643-3363
	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可の有効期間の延長	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項	岡山県 環境文化部 循環型社会推進課 086-226-7307 広島県 環境県民局 循環型社会推進課 082-513-2958 愛媛県 県民環境部環境局 循環型社会推進課 089-912-2357 岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課 一般廃棄物担当 058-272-8219 京都府 環境部循環型社会推進課 075-414-4718 兵庫県 農政環境部環境管理局環境整備課循環型社会推進班 078-341-7711(内線3349) 鳥取県 鳥取県生活環境部循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 0857-26-7198 島根県 環境生活部 廃棄物対策課 0852-22-6151 山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 083-933-2992 高知県 林業振興・環境部 環境対策課 088-821-4524 福岡県 環境部廃棄物対策課 092-643-3363
経済産業省・環境省 告示第5号(平成30 年7月25日)	第一種フロン類充填回収業者の登録更新の延長等	法律	1. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条第1項及び同法第30条第1項 2. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第63条第1項及び同法第65条第1項	環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 03-5521-8329

告示番号及び告示日	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
	使用済自動車の引取業の登録の有効期間の延長	法律	使用済自動車の再資源化に関する法律第42条第1項、同条第2項	岡山県環境文化部循環型社会推進課 086-226-7308 岡山市環境局環境部産業廃棄物対策課 086-803-1304 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課 086-426-3385 広島県環境県民局産業廃棄物対策課 082-513-2964 広島市環境局産業廃棄物指導課 082-504-2226 呉市環境部環境政策課廃棄物グループ 0823-25-3303 福山市経済環境局環境部廃棄物対策課 084-928-1168 愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課 089-912-2356 福岡県環境部廃棄物対策課 092-643-3364
	使用済自動車に係るフロン回収業者の登録の有効期間の延長	法律	使用済自動車の再資源化に関する法律第53条第1項、同条第2項	高知県林業振興・環境部環境対策課 088-821-4523 鳥取県生活環境部循環型社会推進課 0857-26-7198 鳥取市環境下水道部環境局環境・循環推進課 0857-20-3671 島根県環境生活部廃棄物対策課 0852-55-5679
	使用済自動車又は解体自動車の解体業の許可の有効期間の延長	法律	使用済自動車の再資源化に関する法律第60条第1項、同条第2項	山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課 083-933-2988 京都府環境部循環型社会推進課 075-414-4714 兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 078-362-3281 姫路市環境局美化部産業廃棄物対策課
	解体事業者の破砕業の許可の有効期間の延長	法律	使用済自動車の再資源化に関する法律第67条第1項、同条第2項	079-221-2405 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 058-272-8217 岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課 058-214-2170